新潟県立西新発田高等学校同窓会会則（新）

第１章　　総　　則

第１条　本会は、新潟県立西新発田高等学校同窓会と称し、事務局を会長宅におく。

第２条　本会は、会員相互の旧情を温め、教養の向上をはかり、併せて母校の発展に貢献することを目的とする。

第３条　本会は、下記の会員をもって組織する。

１　正　会　員	・新潟県立新発田高等女学校卒業生
	・新潟県立新発田女子高等学校・同併設中学校卒業生
	・新潟県立西新発田高等学校全日制課程卒業生
	・新潟県立西新発田高等学校定時制課程卒業生
	・上記卒業生に準ずる者で理事会の承認を得た者
２　名誉会員	・新潟県立西新発田高等学校現職員
３　客　　員	・上記正会員を構成する学校の旧職員

第４条　本会則の改正は、本校ホームページ上の同窓会ページで告知し、メールで賛否を募のり、意見を寄せた過半数の承認を受け実施する。意見のない場合は承認されたものとみなす。

第２章　　役　　員

第５条　本会には、次の役員をおく。

１　顧　　問	１名	・新潟県立西新発田高等学校長がこれにあたる。
２　会　　長	１名	・顧問が推薦する。
３　会長補佐	１名	・顧問が推薦する。
４　会　　計	１名	・会員の中から会長が委嘱する。
５　理　　事	若干名	・会員の中から会長が委嘱する。
６　会計監事	１名	・会員の中から会長が委嘱する。
７　幹　　事	若干名	・卒業年度ごとに選出し、会長が委嘱する。 但し、年度の年齢が満８０歳をもって任期満了とし、 幹事名簿から外すこととする。
８　同窓会係	若干名	・本校に勤務する者、または学校長が推薦した者。

第６条　役員の職務は、次のとおりとする。

１　顧　　問	・会長の諮問に応じて会務に参与する。
２　会　　長	・会務を総理し、本会を代表する。
３　会長補佐	・会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
４　会　　計	・会計全般を担当する。

５　理　　事　　・会長の諮問に応じて、企画に参画する。
６　会計監事　　・会計を監査する。
７　幹　　事　　・事務局や各学年の正会員と連絡を密にする。
８　同窓会係　　・本校と同窓会との連絡調整を密にする。

第７条　役員の任期は３年とする。但し、再任を妨げない。補欠として委嘱された役員の任期は、前任者の残期を引き継ぐ。

第３章　　事　　業

第８条　本会の主な事業
○　母校の行事・会議への役員参加
○　卒業時記念品・全国大会参加生徒への激励費贈呈
○　本校ホームページ上の同窓会ページの更新
○　同窓会名簿・役員名簿の管理・更新

第９条　必要に応じて会員名簿を刊行する。

第10条　同期会は、随時開くことができる。

第４章　　会　　計

第11条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第12条　本会の経費は、入会金と利子及び有志の寄付金をもってこれにあてる。
入会金（終身会費）は１人３，０００円とし、その一部を基金として積み立てる。

第13条　本会の収支決算は会計監事の監査を経た上、年度ごとに本校ホームページ上の同窓会ページで告知する。

付　　則

１　本会則は、本会の組織改革に伴い、旧会則に替えて、令和５年４月１日から運用する。
２　本会則の改正は、令和８年４月１日から運用する。（覚え　第４条「本会ホームページ上」を「本校ホームページ上の同窓会ページ」に変更）
３　本会則の改正は、令和８年４月１日から運用する。（覚え　第８条「本会ホームページの管理・更新」を「本校ホームページ上の同窓会ページの更新」に変更）
４　本会則の改正は、令和８年４月１日から運用する。（覚え　第13条「ホームページ上」を「本校ホームページ上の同窓会ページ」に変更）